

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 7 5 2 号  
発行日 令和 7 年 2 月 1 日  
発行所 綾 部 市 役 所

## 目 次

### ○ 告 示

- ・ 地縁団体変更告示（有安自治会）  
（市民協働課）・・・ 1
  - ・ 綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱の一部改正  
（定住・地域政策課）・・・ 2
  - ・ 地域密着型サービス事業者指定告示  
（高齢者支援課）・・・ 6
  - ・ 綾部市物価高騰非課税世帯支援給付金支給事業実施要綱の制定  
（社会福祉課）・・・ 7
- ### ○ 公 告
- ・ 公示送達  
（税務課）・・・ 20
  - ・ 認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告  
（市民協働課）・・・ 21
  - ・ 公示送達  
（市民・国保課）・・・ 38
  - ・ 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について  
（農業委員会）・・・ 39
  - ・ 綾部市職員採用試験の実施について  
（職員課）・・・ 40
  - ・ 綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表  
（下水道課）・・・ 51
  - ・ 公示送達  
（税務課）・・・ 52

- ・ インフルエンザ予防接種の変更（実施期間延長）について  
（保健推進課）・・・ 53
  - ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種の変更（実施期間延長）について  
（保健推進課）・・・ 54
- ### ○ 教育委員会告示
- ・ 令和 6 年度第 1 1 回（1 月）綾部市教育委員会会議の招集告示  
・・・ 55

綾部市告示第1号

地縁による団体「有安自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和7年1月17日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容  
代表者を 綾部市大島町岡ノ段1番地の85 吉 岡 正 浩 に変更する
- 2 変更の年月日  
令和5年4月16日
- 3 変更の理由  
任期満了による交代

綾部市告示第 2 号

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱（令和元年綾部市告示第 1 6 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「補助金」の次に「（移住に必要な経費を支援するために交付されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第 2 条第 3 号中「転入をした者」を「転入（以下「転入」という。）をした者」に改め、同号イ中「において東京都区部内に所在する事業所において」の次に「雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）第 4 条第 1 項で規定する被保険者として」を加え、「当該事業所において業務に従事していた者」を「当該事業所において業務に従事していたもの」に改め、同条第 4 号中「の規定により」を「に規定する」に改め、同条第 5 号中「第 6 号」を「次号」に改め、同号ア中「雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）第 4 条第 1 項で規定する被保険者として」を削り、同号イ中「アの事業者」を「指定事業者」に改め、同号エ中「就業し、補助金を申請した日において連続して 3 月以上在職」を「就業」に改め、同条第 6 号イ中「就業し、補助金を申請した日において連続して 3 月以上在職」を「就業」に改め、同号に次のように加える。

エ 補助金の交付を申請した日から継続して 5 年以上就業する意思を有している就業であること。

第 2 条第 7 号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

第 3 条第 2 号中「3 月以上」を削る。

第 4 条各号を次のように改める。

(1) 対象移住者等（補助金の交付申請者である対象移住者等に限る。以下この条において同じ。）の属する世帯に同一世帯員（対象移住者等が属する世帯の他の世帯員であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下この条において同じ。）がある場合（次号に該当する場合を除く。） 1 0 0 万円

ア 当該同一世帯員（当該転入の日の前日に出生していなかった場合であって、他の同一世帯員が当該出生に係る母であるときにあっては、当該他の同一世帯員）が、当該転入の前において対象移住者等と同一世帯に属していたこと（対象移住者等が当該出生に係る母である場合を除く。）。

イ 当該同一世帯員が申請の日の 1 年前の日の翌日から当該申請の日までの期間に転入（出生による場合を含む。）をしていること。

ウ 当該同一世帯員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと。

(2) 同一世帯員に未成年世帯員（申請日の属する年度の前年度の 3 月 3 1 日において

告 示

18歳に満たない者（対象移住者等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）である者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）がある場合 前号に掲げる額に、100万円を上限として未成年世帯員の数を乗じて得た額を加えた額

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 60万円

様式第1号中「付けてください」を「付けてください。」に、

「

世帯員の数 (申請者含む)	人	補助金の種類	就業 ・ テレワーク ・ 起業
請 求 額	単身 600,000円 / 世帯 1,000,000円		

を

」

「

世帯員の数 (申請者を含む。)	人	(うち18歳未満の世帯員数	人)
補助金の種類	就業	・	テレワーク ・ 起業
請 求 額	単身 600,000円	/	世帯 円

に、

」

「

申請日から5年以上継続して、綾部市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある B. 意思がない
--	----------------------

を

」

「

申請日から5年以上継続して、綾部市に居住する意思について	A. 意思がある B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある B. 意思がない

に

」

改め、同様式別紙1中

「

(3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4) 京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業において交付決定を取り消された場合：全額

を

(5) 申請日から3年以上5年以内に綾部市以外の市区町村に転出した場合：半額

」

- 「
- (3) 京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業において交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 申請日から3年以上5年以内に綾部市以外の市区町村に転出した場合：半額 に  
(就業の場合のみ)
  - (5) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 」

改め、同様式別紙3中

「

就業開始年月日		※テレワーク移住の場合は記入不要
応募受付年月日		
雇 用 形 態	<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用	
勤務者の移住の意思	<input type="checkbox"/> 所属先事業者等からの命令による移住ではない	
テレワーク移住者への資金提供	<input type="checkbox"/> 勤務者に対しデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）を財源とした資金提供をしていない	
勤務者と代表又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない	※就業・一般の場合のみ記入

を

」

「

就業開始年月日		※就業の場合のみ記入
応募受付年月日		
雇 用 形 態	<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用	
勤務者の移住の意思	<input type="checkbox"/> 所属先事業者等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）による移住ではない	
テレワーク移住者への資金提供	<input type="checkbox"/> 勤務者に対しデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）又はその前歴事業による資金提供をしていない	
勤務者と代表又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない	※就業・一般の場合のみ記入

に

」

改める。

様式第 2 号中

「

- ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業において交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額

」

「

- ・京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業において交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額  
(就業の場合のみ)
- ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

」

「フラット35地域活性化型（地方移住支援）」を「【フラット35】地方移住支援型」に改める。

様式第 4 号中

「

世帯員の数 (申請者含む)	人	補助金の種類	就業 ・ テレワーク ・ 起業
交付を受けた金額	単身 600,000円 / 世帯 1,000,000円		

を

」

「

世帯員の数 (申請者を含む。)	人	(うち18歳未満の世帯員数	人)
補助金の種類	就業 ・ テレワーク ・ 起業		
交付を受けた金額	単身 600,000円 / 世帯 円		

に

」

改める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年1月17日から施行し、改正後の綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱の規定は、令和6年9月27日から適用する。
- 2 この告示による改正後の綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱の規定は、令和6年9月27日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

綾部市告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2に規定する地域密着型サービス事業者について、法第78条の2の規定により指定したので、法第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月20日

綾部市長 山崎善也

- 1 申請者の名称 株式会社ミストラルサービス
- 2 サービスの種類 地域密着型通所介護
- 3 事業所の名称 ミストラル生き生きクラブ
- 4 事業所の所在地 綾部市広小路二丁目12-1
- 5 事業所番号 2691800235
- 6 指定年月日 令和7年2月1日

綾部市告示第4号

綾部市物価高騰非課税世帯支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和7年1月30日

綾部市長 山崎善也

綾部市物価高騰非課税世帯支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）の趣旨を踏まえ、物価高騰の影響を受け、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、予算の範囲内において、臨時的な措置として実施する、物価高騰非課税世帯支援給付金支給事業（以下「支給事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において支給される物価高騰非課税世帯支援給付金（以下「支援給付金」という。）は、前条の趣旨を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 支援給付金の支給の対象となる者は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されたものである世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和6年度分の市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定による支給対象者に対して支給する支援給付金の額は、1世帯当たり3万円とする。

2 前条第1項に規定する支給対象世帯のうち、同一の世帯に平成18年4月2日から令和7年3月31日までの間に出生した者（児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第3項に規定する施設入所等児童を除く。以下「こども」という。）を含む世帯については、前項に定める額に、当該世帯において扶養されているこども1人当たり2万円

を加算する。

(受給権者)

第5条 支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(給付金の支給申請)

第6条 支援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条に定める支給対象者に応じて、物価高騰非課税世帯支援給付金支給要件確認書（請求書）（様式第1号。以下「確認書」という。）又は物価高騰非課税世帯支援給付金申請書（請求書）（様式第2号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を提出するときは、申請者本人による申請であることを証するため、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示しなければならない。

(代理による支給申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書等の提出を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で特に市長が認める者

2 代理人が申請者に代わって申請する場合は、原則として委任状の提出及び代理人の公的身分証明書の写し等の提出をしなければならない。なお、確認書を提出する場合には、確認書の委任欄に記載するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書等の受付開始日及び提出期限)

第8条 確認書等の受付開始日及び提出期限は、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書等の提出があつたときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し支援給付金を支給するものとする。

(支給の方法)

第10条 支援給付金の支給については、当該支給対象者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、窓口支給とする。

- (1) 金融機関に口座を開設していない場合
- (2) 特に市長が必要と認めた場合  
(支援給付金の支給申込み等)

第11条 市長は、第6条の規定にかかわらず、第3条に規定する支給対象者のうち必要と認めるものに対し、支援給付金の支給の申込みを行うことができる。

2 前項の規定による申込みを受けた支給対象者は、給付金の受取口座の変更又は受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、当該変更の届出は物価高騰非課税世帯支援給付金受取口座変更の届出書(様式第3号)、当該拒否の届出は物価高騰非課税世帯支援給付金受給拒否の届出書(様式第4号)により行わなければならない。

3 市長は、第1項の申込みから10日以内に前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に支給するものとする。

(支援給付金の支給等に関する周知等)

第12条 市長は、支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、確認書等受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条の規定による確認書等の提出が第8条の確認書等の提出期限までに行われなかった場合は、支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和7年2月3日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者を本市における支援給付金の受給権者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしていない入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項に基づく接近禁止命令又は第10条の2に基づく退去等命令が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性自立支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した証明書においても、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること。ただし、女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点

で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び（6）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、本市における支援給付金の受給権者とする。

- （1）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （2）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- （3）身体障害者福祉法第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- （4）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 12 条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

### 3 入所措置等が採られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における支援給付金の受給権者とする。ただし、本市で入所等の措置を講じ、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が措置入所等担当から給付金担当に対して行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に対して支援給付金を支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以降、本市に住民基本台帳に記録されたときは、支援給付金の受給権者とする。

### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市長に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、支援給付金の受給権者とする。



【代理確認・受給を行う場合】

代 理 人	フリガナ	申請者との 関係	代理人 生年月日	代理人住所
	代理人氏名		年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 本給付金の ( 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 ) を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。				日中に連絡可能な電話番号 ( ) 世帯主氏名 署名又は記名押印 (注)代理人名ではありません。

※ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※ 確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求めめる場合があります。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※ 年 月 日までに返信がない場合及び返信した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

### 振込先金融機関口座確認書類貼付箇所

\* 左面に記入した口座の確認書類を添付してください。

確認書類：受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

### 本人（代理人）確認書類貼付箇所

確認書類：マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、障害者手帳等顔写真付きのもの（いずれか1つ）

上記以外は、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上を添付

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

様式第2号(第6条関係)

物価高騰非課税世帯支援給付金申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)

申請日 年 月 日

支給市区町村(※令和6年12月13日時点の市区町村)

綾部市長 様

市区町村  
受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生年月日	現住所
	年 月 日	電話 ( )

※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

2. 申請者が属する世帯の状況

※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員及び世帯員に扶養されている子どもについて記載(令和6年12月13日から令和7年3月31日までに出生した子どもについても記載)

	(フリガナ) 氏 名	申請者との 続柄	マイナンバー	現住所と令和6年1月1日 時点の住所が異なる	異なる場合には令和6年1月1日 時点の住所を記載	令和6年度 住民税課税状況	子ども加算(18 歳以下)世帯員 に扶養されて いる子ども
	生年月日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得あり) <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 子ども加算 対象 <input type="checkbox"/> 対象外	
1	(申請者)	本人		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得あり) <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 子ども加算 対象 <input type="checkbox"/> 対象外
2			年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得あり) <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 子ども加算 対象 <input type="checkbox"/> 対象外
3			年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得あり) <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 子ども加算 対象 <input type="checkbox"/> 対象外
4			年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得あり) <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 子ども加算 対象 <input type="checkbox"/> 対象外
5			年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得あり) <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 子ども加算 対象 <input type="checkbox"/> 対象外

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合、 ※欄に記入)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を指定される場合は、貯金通帳の見開き左 上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記 入ください。	1 0 ※		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、綾部市役所( ) (0773-42-3280(代))までご連絡くだ  
さい。

裏面も必ずご確認ください

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

物価高騰非課税世帯支援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

**※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。**

- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割非課税世帯である。  
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。  
エ 子ども加算の対象となる子どもは、申請者(世帯員を含む。)と生計を同一にする子どもである。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他市町村において、同様の給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期間までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

物価高騰非課税世帯支援給付金申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)

※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者のマイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、障害者手帳等顔写真付きのもの(いずれか1つ)  
上記以外は、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

# 物価高騰非課税世帯支援給付金受取口座変更の届出書

年 月 日

綾 部 市 長 様

## 1 届出者（世帯主）の方が記入してください。

物価高騰非課税世帯支援給付金の支給について、次のことに同意し、振込口座等を届け出ます。

※ 年 月 日までに本届出書を提出してください。  
 ※届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、年 月 日までに不備が補正されない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※日中に連絡可能な電話番号

世帯主氏名	届出日	年 月 日	連絡先電話番号
-------	-----	-------	---------

## 2 新規受取口座（原則、届出者（世帯主）本人名義の口座）

### 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください。	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。	
ゆうちょ銀行を指定される場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	6桁目がある場合、※に記入	※右詰めでご記入ください。		
	1         0 ※			

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、綾部市役所（ ）（0773-42-3280(代)）までご連絡ください。

### 提出書類

- 『物価高騰非課税世帯支援給付金受取口座変更の届出書』（本書）  
※必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』  
※受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し（コピー）
- 『届出者（本人）や代理人確認書類の写し（コピー）』  
※届出者（本人）や代理人の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート、年金手帳等の写し（コピー）等からいずれか1つ  
上記以外は、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上

代理人が届出する場合や、代理人の口座に振り込む場合は、以下に記入してください。

### 【代理届出・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	届出者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		年 月 日	
			日中に連絡可能な電話番号	( )
上記の者を代理人と認め、 本給付金の			給付対象 世帯主氏名	署名（又は記名押印） 
届出 届出・受給			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	

裏面に提出書類を添付してください

### 振込先金融機関口座確認書類貼付箇所

確認書類：受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳や  
キャッシュカードの写し

表面の新規受取口座への振込みを希望される場合は、  
ここに確認書類を添付してください。

### 本人（代理人）確認書類貼付箇所

確認書類：マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、障害者手帳等顔写真付きのもの写し（いずれか1つ）

上記以外は、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上を添付

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

物価高騰非課税世帯支援給付金受給拒否の届出書

綾部市長 様

市区町村  
受付印

- 1, 私は、「物価高騰非課税世帯支援給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「物価高騰非課税世帯支援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

印

※署名又は記名押印

届出者連絡先

( )

本人確認書類貼付箇所

※マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、障害者手帳等顔写真付きのもの<sup>の</sup>写しからいずれか1つ  
上記以外は、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上を添付

綾部市公告第2号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和7年1月9日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和7年1月10日

綾部市長 山崎善也

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

山田自治会

(2) 区域

綾部市八津合町山田及び、山ノ神の区域

(3) 主たる事務所の所在地

京都府綾部市八津合町山ノ神27番乙

2 申請不動産に関する事項

・土地

番 号	地 目	面 積	所 在 地
①	宅地	181.81平方メートル	京都府綾部市八津合町山ノ神27番乙
②	田	641平方メートル	京都府綾部市八津合町山ノ神5番1
③	原野	69平方メートル	京都府綾部市八津合町下布前28番
④	原野	132平方メートル	京都府綾部市八津合町下布前27番1
⑤	公衆用道路	49平方メートル	京都府綾部市八津合町下布前27番2
⑥	山林	1706平方メートル	京都府綾部市八津合町小畑11番1
⑦	保安林	7061平方メートル	京都府綾部市八津合町目白27番2

公 告

⑧	保安林	2975平方メートル	京都府綾部市八津合町目白27番4
⑨	山林	5279平方メートル	京都府綾部市八津合町目白27番10
⑩	山林	15867平方メートル	京都府綾部市八津合町瀬尾谷奥4番1
⑪	保安林	48109平方メートル	京都府綾部市睦合町通谷北側1番3
⑫	保安林	9917平方メートル	京都府綾部市睦合町通谷1番5
⑬	原野	59平方メートル	京都府綾部市八津合町水ノ本1番乙

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

①綾部市八津合町山ノ神27番乙

氏 名 石原儀之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田42番地

氏 名 井関重助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合182番戸

氏 名 石原亀吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合183番戸

氏 名 石原國藏  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合185番戸

氏 名 田中民吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合190番戸

氏 名 田中長吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合192番戸

氏 名 井関祐三郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合193番戸

氏 名 井関慶助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合196番戸

氏 名 岸本吉之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合199番戸

氏 名 井関重吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合200番戸

氏 名 田中猪之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 3 4 番地

氏 名 田中芳太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 岸本忠治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 3 7 番地

氏 名 田中正文  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 石原一  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 2 9 番地

氏 名 井関治  
住 所 京都府綾部市八津合町山ノ神 5 3 番地

②綾部市八津合町山ノ神 5 番 1

氏 名 岸本忠治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 3 7 番地

氏 名 井関百太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 2 番戸

氏 名 田中数之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 0 番戸

氏 名 岸本吉之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 9 番戸

氏 名 井関建太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 0 0 番戸

氏 名 田中芳太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 石原眞信  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 2 6 番地ノ 2

氏 名 石原儀一  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 4 2 番地

氏 名 石原實太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 3 4 番地

氏 名 田中愛之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 2 番戸

氏 名 田中弥一郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 3 4 番地

氏 名 井関保  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 1 番地

氏 名 井関春吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 4 番地

氏 名 田中正文  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 山田農事実行組合  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 2 7 番地ノ 2

氏 名 井関治  
住 所 京都府綾部市八津合町山ノ神 5 3 番地

③綾部市八津合町下布前 2 8 番

氏 名 井関重助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 2 番戸

氏 名 石原亀吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 3 番戸

氏 名 石原國藏  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 5 番戸

氏 名 田中民吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 0 番戸

氏 名 田中長吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 2 番戸

氏 名 井関祐三郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 3 番戸

氏 名 井関慶助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 6 番戸

氏 名 岸本吉之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 9 番戸

氏 名 井関重吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 0 0 番戸

氏 名 石原儀之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 4 2 番地

氏 名 井関松太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 3 番地

氏 名 田中猪之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 3 4 番地

氏 名 田中芳太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 岸本忠治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 3 7 番地

氏 名 田中正文  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 山田農事実行組合  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 2 7 番地ノ 2

④綾部市八津合町下布前 2 7 番 1

氏 名 井関重助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 2 番戸

氏 名 石原亀吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 3 番戸

氏 名 石原國藏  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 5 番戸

氏 名 田中民吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 0 番戸

氏 名 田中長吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 2 番戸

氏 名 井関祐三郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 3 番戸

氏 名 井関慶助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 6 番戸

氏 名 岸本吉之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 9 番戸

氏 名 井関重吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 0 0 番戸

氏 名 石原儀之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 4 2 番地

氏 名 田中猪之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 3 4 番地

氏 名 田中芳太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 岸本忠治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 3 7 番地

氏 名 田中正文  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 山田農事実行組合  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 2 7 番地ノ 2

氏 名 井関治  
住 所 京都府綾部市八津合町山ノ神 5 3 番地

⑤綾部市八津合町下布前 2 7 番 2

氏 名 井関重助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 2 番戸

氏 名 石原亀吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 3 番戸

氏 名 石原國藏  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 5 番戸

氏 名 田中民吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 0 番戸

氏 名 田中長吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 2 番戸

氏 名 井関祐三郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 3 番戸

氏 名 井関慶助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 6 番戸

氏 名 岸本吉之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 9 番戸

氏 名 井関重吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 0 0 番戸

氏 名 石原儀之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 4 2 番地

氏 名 田中猪之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 3 4 番地

氏 名 田中芳太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 岸本忠治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 3 7 番地

氏 名 田中正文  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 山田農事実行組合  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 2 7 番地ノ 2

氏 名 井関治  
住 所 京都府綾部市八津合町山ノ神 5 3 番地

⑥綾部市八津合町小畑 1 1 番 1

## 公 告

- 氏 名 井関重助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 2 番戸
- 氏 名 石原亀吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 3 番戸
- 氏 名 石原國藏  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 5 番戸
- 氏 名 田中民吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 0 番戸
- 氏 名 田中長吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 2 番戸
- 氏 名 井関祐三郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 3 番戸
- 氏 名 井関慶助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 6 番戸
- 氏 名 岸本吉之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 9 番戸
- 氏 名 井関重吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 0 0 番戸
- 氏 名 石原儀之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 4 2 番地
- 氏 名 田中猪之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 3 4 番地
- 氏 名 田中芳太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地
- 氏 名 岸本忠治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 3 7 番地
- 氏 名 田中正文  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地
- 氏 名 山田農事実行組合  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 2 7 番地ノ 2

氏 名 井関治  
住 所 京都府綾部市八津合町山ノ神 5 3 番地

⑦綾部市八津合町目白 2 7 番 2

氏 名 石原亀吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 3 番戸

氏 名 石原國藏  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 5 番戸

氏 名 田中猪之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 3 4 番地

氏 名 田中民吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 0 番戸

氏 名 田中長吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 2 番戸

氏 名 井関祐三郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 3 番戸

氏 名 井関慶助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 6 番戸

氏 名 石原儀之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 4 2 番地

氏 名 岸本吉之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 9 番戸

氏 名 井関重吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 0 0 番戸

氏 名 山本才吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 0 4 番戸

氏 名 福岡伊之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字竹原ノ下 2 6 番地

氏 名 片岡廣吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字竹原ノ下 2 0 番地

氏 名 山本源右衛門  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 1 3 番戸

氏 名 片岡重助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字竹原 1 4 番地

氏 名 福岡庄吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字堂賀迫 4 1 番地

氏 名 田中芳太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 岸本忠治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 3 7 番地

氏 名 田中正文  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地

氏 名 田中愛之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 2 番戸

氏 名 石原友吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 2 6 番地ノ 2

氏 名 井関治  
住 所 京都府綾部市八津合町山ノ神 5 3 番地

⑧綾部市八津合町目白 2 7 番 4

氏 名 田中正文  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 7 番地

氏 名 石原正夫  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 4 2 番地

氏 名 岸本宗二  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 9 番地の 1

氏 名 井関重雄  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 8 番地

氏 名 石原俊治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 2 6 番地の 2

氏 名 石原経雄  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 4 番地

氏 名 岸本三郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 7 番地

氏 名 田中弥寿男  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 3 4 番地

氏 名 田中正義  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 4 0 番地の 3

氏 名 田中勝美  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 4 4 番地の 1

氏 名 井関祐  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 1 番地

氏 名 井関治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 3 番地

氏 名 井関章夫  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 4 番地

⑨綾部市八津合町目白 2 7 番 1 0

氏 名 田中正文  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 7 番地

氏 名 石原正夫  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 4 2 番地

氏 名 岸本宗二  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 9 番地の 1

氏 名 井関重雄  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 8 番地

氏 名 石原俊治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 2 6 番地の 2

氏 名 石原経雄  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 4 番地

氏 名 岸本三郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 7 番地

氏 名 田中弥寿男  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 3 4 番地

氏 名 田中正義  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 4 0 番地の 3

氏 名 田中勝美  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 4 4 番地の 1

氏 名 井関祐  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 1 番地

氏 名 井関治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 3 番地

氏 名 井関章夫  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 4 番地

⑩綾部市八津合町瀬尾谷奥 4 番 1

氏 名 石原亀吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 3 番戸

氏 名 石原國藏  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 5 番戸

氏 名 田中猪之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 3 4 番地

氏 名 田中民吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 0 番戸

氏 名 田中長吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 2 番戸

氏 名 井関祐三郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 3 番戸

氏 名 井関慶助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 6 番戸

公 告

- 氏 名 石原儀之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 4 2 番地
- 氏 名 岸本吉之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 9 番戸
- 氏 名 井関重吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 0 0 番戸
- 氏 名 福岡豊吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字竹原ノ下 3 7 番地
- 氏 名 山本才吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 0 4 番戸
- 氏 名 山本石吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字竹原ノ下 2 3 番地
- 氏 名 片岡廣吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字竹原ノ下 2 0 番地
- 氏 名 山本源右衛門  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 1 3 番戸
- 氏 名 片岡重助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字竹原 1 4 番地
- 氏 名 福岡庄吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字堂賀迫 4 1 番地
- 氏 名 田中芳太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地
- 氏 名 岸本忠治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 3 7 番地
- 氏 名 岸本宗二  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 9 番戸
- 氏 名 田中正文  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地
- 氏 名 岸本忠治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 7 番地

氏 名 井関治  
住 所 京都府綾部市八津合町山ノ神 5 3 番地

⑪綾部市睦合町通谷北側 1 番 3

氏 名 石原正夫  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 4 2 番地

氏 名 岸本宗二  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 9 番地の 1

氏 名 井関重雄  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 8 番地

氏 名 石原俊治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 2 6 番地の 2

氏 名 石原経雄  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 4 番地

氏 名 田中弥寿男  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 3 4 番地

氏 名 田中正義  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 4 0 番地の 3

氏 名 田中勝美  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 4 4 番地の 1

氏 名 井関祐  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 1 番地

氏 名 井関治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 3 番地

氏 名 井関章夫  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 4 番地

氏 名 田中正幸  
住 所 大阪府高槻市東五百住町三丁目 2 3 番 2 8 号

氏 名 岸本敏男  
住 所 京都府綾部市八津合町山田 3 7 番地

⑫綾部市睦合町通谷 1 番 5

- 氏 名 石原正夫  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 4 2 番地
- 氏 名 岸本宗二  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 9 番地の 1
- 氏 名 井関重雄  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 8 番地
- 氏 名 石原俊治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 2 6 番地の 2
- 氏 名 石原経雄  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山田 3 4 番地
- 氏 名 田中弥寿男  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 3 4 番地
- 氏 名 田中正義  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 4 0 番地の 3
- 氏 名 田中勝美  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 4 4 番地の 1
- 氏 名 井関祐  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 1 番地
- 氏 名 井関治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 3 番地
- 氏 名 井関章夫  
住 所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字山の神 5 4 番地
- 氏 名 田中正幸  
住 所 大阪府高槻市東五百住町三丁目 2 3 番 2 8 号
- 氏 名 岸本敏男  
住 所 京都府綾部市八津合町山田 3 7 番地

⑬綾部市八津合町水ノ本 1 番乙

## 公 告

- 氏 名 井関重助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 2 番戸
- 氏 名 石原亀吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 3 番戸
- 氏 名 石原国藏  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 8 5 番戸
- 氏 名 田中民吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 0 番戸
- 氏 名 田中長吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 2 番戸
- 氏 名 井関祐三郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 3 番戸
- 氏 名 井関慶助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 6 番戸
- 氏 名 岸本吉之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 9 9 番戸
- 氏 名 井関重吉  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 2 0 0 番戸
- 氏 名 石原儀之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 4 2 番地
- 氏 名 田中猪之助  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 3 4 番地
- 氏 名 田中芳太郎  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地
- 氏 名 岸本忠治  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山田 3 7 番地
- 氏 名 田中正文  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 5 7 番地
- 氏 名 山田農事実行組合  
住 所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字山ノ神 2 7 番地ノ 2

氏 名 井関治  
住 所 京都府綾部市八津合町山ノ神53番地

3 公告期間

令和7年1月10日から令和7年4月10日まで

4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、綾部市市民環境部市民協働課に提出してください。

綾部市公告第4号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和7年1月15日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告 5 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 7 年 1 月 1 5 日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第 6 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 7 年 1 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 6 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和 6 年度・令和 7 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。



# 令和6年度 綾部市職員採用試験 《第5回一般試験》

■ 募 集 職 種

保育士・土木技師・建築技師

■ 受 付 期 間

令和7年1月21日（火）～令和7年1月31日（金）

■ 採用予定日

令和7年4月1日



## 1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
保育士	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、保育士、幼稚園教諭の両方の資格を有する方、又は採用までに両方の資格を取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	こどもの福祉に関する業務に従事
土木技師	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)平成8年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1)人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2)市民から信頼される職員
- (3)組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4)時代の変化に対応できる職員

## 2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	SPI3試験	令和7年2月2日(日) 午後1時30分 (受付:午後1時15分から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験	令和7年2月中旬 ※詳細は、第1次試験合格者に メールで通知します。	
第3次試験	面接試験	令和7年2月下旬 ※詳細は、第2次試験合格者に メールで通知します。	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

試 験 内 容	
SPI3 基礎能力検査	言語及び非言語に関する能力検査 択一式、試験時間70分、試験問題は学歴別
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
面接試験	人物評価

## 3 受験申込方法

申込方法	<p>*綾部市ホームページの「令和6年度綾部市職員採用試験申込フォーム(第5回一般試験)」から申し込んでください。 <a href="https://logoform.jp/form/39Fi/884477">https://logoform.jp/form/39Fi/884477</a> *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。</p> 
受付期間	<p>*令和7年1月21日(火)午前8時30分～1月31日(金)午後5時15分 *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>
注意事項	<p>*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。</p>
当日受付	<p>第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。</p>

※インターネットによる申込みができない方は、1月27日(月)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。  
試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

## 4 合格発表

- (1)第1次合格発表 令和7年2月上旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。
- (2)第2次合格発表 令和7年2月中旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。
- (3)最終合格発表 令和7年2月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



## 5 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」に登録され、原則として令和7年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和6年度中の採用になる場合があります。なお、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和8年3月31日まで有効です。
- (2)保育士合格者で、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和7年3月末日までに免許又は資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (4)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

## 6 給与、福利厚生等

(令和7年1月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	220,000円	204,400円	188,000円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

## 7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228





令和6年度

# 綾部市職員採用試験

## 《第6回社会人経験枠》

職務経験 3年以上

■ 募 集 職 種

保育士・土木技師・建築技師

■ 受 付 期 間

令和7年1月21日（火）～令和7年1月31日（金）

■ 採 用 予 定 日

令和7年4月1日



## 1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
保育士	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保育士、幼稚園教諭の両方の資格を有する方のうち、通算して3年以上保育士又は幼稚園教諭の職務経験を有する方	こどもの福祉に関する業務に従事
土木技師	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)平成元年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2)平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事

### <職務経験について>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和6年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病欠休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1)人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2)市民から信頼される職員
- (3)組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4)時代の変化に対応できる職員

## 2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	SPI3試験	令和7年2月2日(日) 午後1時30分 (受付:午後1時15分から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験	令和7年2月中旬 ※詳細は、第1次試験合格者に メールで通知します。	
第3次試験	面接試験	令和7年2月中旬 ※詳細は、第2次試験合格者に メールで通知します。	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

試 験 内 容	
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査 試験時間70分
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
面接試験	人物評価

## 3 受験申込方法

申込方法	<p>*綾部市ホームページの「令和6年度綾部市職員採用試験申込フォーム(第6回社会人経験枠)」から申し込んでください。 <a href="https://logoform.jp/form/39Fi/884486">https://logoform.jp/form/39Fi/884486</a> *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。</p>	
受付期間	<p>*令和7年1月21日(火)午前8時30分～1月31日(金)午後5時15分 *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>	
注意事項	<p>*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。</p>	
当日受付	<p>第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。</p>	

※インターネットによる申込みができない方は、1月27日(月)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。  
試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

## 4 合格発表

- (1)第1次合格発表 令和7年2月上旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。
- (2)第2次合格発表 令和7年2月中旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。
- (3)最終合格発表 令和7年2月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



## 5 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和7年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和6年度中の採用になる場合があります。なお、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和8年3月31日まで有効です。
- (2)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (3)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

## 6 給与、福利厚生等

(令和7年1月1日現在)

区 分	大学の新卒者	大卒32歳 (職務経験10年)
初任給 (月額)	220,000円	291,100円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

## 7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228



綾部市公告第7号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第1号に基づく指定業者を次により公表します。

令和7年 1月31日

綾部市長 山 崎 善 也

1 新たに指定する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	指 定 日
ローランド工業株式会社	チャベス エステイバリス ローランド	綾部市物部町南柏原9番地、10番地1	令和7年2月1日

指定申請内容

指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地	技術者数
229	ローランド工業株式会社	チャベス エステイバリス ローランド	綾部市物部町南柏原9番地、10番地1	2

綾部市公告第8号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和7年1月31日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第9号

令和6年10月1日付綾部市公告第139号（予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づくインフルエンザ予防接種）の一部を以下のとおり変更（実施期間延長）する。

令和7年2月1日

綾部市長 山崎 善也 印

「1 実施期間」を令和6年10月1日（火）～令和7年2月28日（金）とする。

<新旧対照表>

変更後	変更前
令和6年10月1日（火） ～令和7年2月28日（金）	令和6年10月1日（火） ～令和7年1月31日（金）

「4 実施医療機関」については下記のとおりとする

名称	所在地
綾 部 市 立 病 院	青野町大塚20-1
綾 部 ル ネ ス 病 院	大島町二反田7-16
大 久 保 医 院	本町8丁目115
志 賀 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	宮代町15
白 波 瀬 医 院	岡町鳥居27-3
西 村 医 院	栗町小東4-3
野 間 医 院 八 田 診 療 所	上杉町洪市2
畑 内 科 医 院	青野町高田91
安 村 外 科 内 科 診 療 所	井倉町大將軍37
柳 川 整 形 外 科 医 院	大島町二反田7-20
由 良 産 婦 人 科 小 児 科 医 院	本町1丁目20
横 山 医 院	若松町庵ノ上58-10

綾部市公告第10号

令和6年10月1日付綾部市公告第139号（予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種）の一部を以下のとおり変更（実施期間延長）する。

令和7年2月1日

綾部市長 山崎 善也 印

「1 実施期間」を令和6年10月1日（火）～令和7年2月28日（金）とする。

<新旧対照表>

変更後	変更前
令和6年10月1日（火） ～令和7年2月28日（金）	令和6年10月1日（火） ～令和7年1月31日（金）

綾部市教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和6年度第11回（1月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年1月22日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和7年1月27日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
  - ・議第17号 綾部市東部地域観光関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - ・議第18号 綾部市立小学校小規模特認校制度実施要綱の制定について
  - ・議第19号 綾部市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の一部改正について
  - ・議第20号 綾部市立小学校及び中学校の指定学校の変更に関する取扱規程の改正について
  - ・議第21号 綾部市教育支援センター設置規則の一部改正について
  - ・議第22号 損害賠償の額を定めることについて